

2

毎日を、わたしらしい
感じ方、わたしらしい
ものの見方や思いを
持てる生活にして
ください。
わたしが決める時間
を待ち、決めたことを
尊重してください。

1

わたしは人として大
切にされ、子ども時代を
わたしらしく生きること
を求めています。

3

わたしが安心できる環境で
ホッとできる時間を過ごせる
ようしてください。
そうなっていいときは助けて
ください。

4

わたしたちの
一日の生活や
活動において、
「わたしにとって
最もよいこと」
を第一に考えて
ください。

5

夢中で好きなことを
する時間や失敗を
する経験は、わたし
を大きくしてくれる
大切な時間です。
つまらないことだと
思わず、興味を
持ってみまもって
ください。

6

これまでの人々が積み上げて
きた文化を、五感を通して
たくさん味わせてください。
そこから受け取ったものに
わたしらしさを加えて、次の
子どもにつなげていきます。

7

わたしや親が他の
多くの人と違うから
という理由で、辛い
思いをしたくあり
ません。

わたしがわたしを
好きでいられるよう
に、わたしをまもっ
てください。

8

わたしと家族はともに育ち
合っています。
わたしを育てている家族の
ことも大切にしてください。

9

大好きな人と幸せな時間を過ごす
ことで、わたしの心と身体は
未来に向かって育ちます。
安心して生きていける世の中に
してください。

保育・教育における子ども憲章

わたしたち子どもは、あそびの中で人やものや
自然と関わり、その体験をもとにして周りと繋がり
ながら自分の人生を自分で生きてゆきます。

大人のみなさんは、人生のはじめの
時期にいるわたしをまもってください。



子どもの権利条約

保育・教育における子ども憲章 解説

こども基本法 ※1



子どもたちは「ちいさい」かもしれません、一人の人格を持った人間です。未来を生きる子どもたちから大人たちへ願われていることを、彼らの思いを代弁して表してみたいと思っています。

1 子どもであっても、大人と同様に、一人の人間として大切に尊重してもらう権利があります。「経験や判断力がない」「障がいがある」等の理由で意見を聞いてもらえないなかったり、怖がらせて言いなりにさせられたりしていい存在ではありません。子ども時代をその子らしく生きることを保障することで、その子の幸福と、その子らしく生きていく力を守ることができます。

権利条約第3条(子どもの最善の利益)、第6条(生きる権利、育つ権利)、基本法第3条①(基本的人権)※2

2 その子らしい感じ方は、その子が生きる土台です。誰かの言いなりの人生ではなく、その子らしい人生を応援するのであれば、幼い頃から、その子が自分の感じ方に気持ちを向け、大切にできる環境を整えてください。子ども自身がじっくり考える時間を持つことや、失敗から学ぶことを含めて本人の決定を大切にすることで、その子の土台は豊かになります。

権利条約第12条(意見表明権)、第13条(表現の自由)、基本法第3条③④(意見表明権)

3 「安心・安全」という言葉が、ときに子どもの自由を束縛するために使われることがあります。子どもにとって「安心」できる環境とは、不安のない環境と時間があることです。その子がその子らしく過ごすことのできる居場所を保障してください。

人に嫌なことをしたり、困った行動をするときは、心が辛い時です。そんな時には手を差し伸べてください。助けてと言えないその子に気づいてください。

権利条約第6条(生命の権利)、基本法第3条②(適切な養育)

4 子どもの生活のすべての場面で、子どもに関係することについて決める時には、保育・教育者を含むどの大人も、子どもの意見や気持ちを聴き、子どもにとって最も良い事かどうかと一緒に考えてください。例えば、急に後ろから抱かれたり、手を引っぱられたりするのは、子どもにとって嫌な体験です。

権利条約第3条(子どもの最善の利益)、第12条(意見表明権)、基本法第3条③④(意見の尊重)

5 子どもには「今を楽しく充実して生きる」ために全力を注ぐ時間が必要です。それは、大人からみると意味がなく無駄に思われる、つまらないことかもしれません。失敗を繰り返しても好きなことに夢中になる経験は、興味関心を持続させる原動力となり、生きる力につながっていきます。夢中になって遊ぶ子どもを信じて、興味深く見守ってください。

権利条約第31条(休息・余暇・遊び)、第29条(教育の目的)

6 子どもは生涯において、各国・各地域の様々な芸術や生活文化に触れたり体験しながら、人生を豊かなものにしていきます。その経験を幼児期から思いきりできることが、子どもの心と身体にしみわたります。そこから新たな表現が生まれ、生き方を見つける力になり、次の世代に伝えてくれます。

権利条約第31条(文化的・芸術的生活への参加)、基本法第3条③(社会参画)

7 他国籍の子ども・障がい・母子家庭・父子家庭・貧困・LGBTQなど、その子が生まれた環境や文化、外見や感覚の違いから、辛い思いをしている子どもがいます。子どもは、その辛い思いを表現できません。その子の不安な気持ちに気づいてください。そして、一緒に生活をしている保護者も不安を抱えていることを分かってください。

権利条約第2条(差別の禁止)、第23条(心身障がいのある子ども)、基本法第3条①(差別の禁止)

8 子どもにとって、家族はかけがえのないものです。家族の障がいの有無、経済状態、ネグレクト的育児などに対して、子どもの前で非難されることは子どもも家族も傷つきます。子どもも家族も一生懸命なのですが、どうしていいか解らず困っています。

子ども達の大切な家族も安心できる環境を保障して、一緒に守って下さい。

権利条約第9条(家族の統合)、第18条(父母の養育責任)、基本法第3条⑤(保護者への十分な支援)

9 大人たちが子どもとともに楽しく過ごす時間を保障して、子どもが子ども時代を豊かに安心して育つことが、社会全体の幸せな未来に繋がってゆくのです。

基本法第3条⑥(子育てに喜びを実感できる社会)

「保育・教育における子ども憲章」は、子どもの権利条約とこども基本法をベースに、子どもからみた言葉として、未来に生きる子どもの願いを代弁してすべての大人に伝えるものです。

子どもたちの人生は子どもたち自身のものであり、乳幼児期の育ちの上にその子の人生が展開されてゆくことを、大人はしっかりと受けとめてほしいと思っています。

※1「子ども」は、「子供」や「こども」と表記されることがあります。本憲章では「子ども」と表記していますが、「こども基本法」は法律名なので、そのまま表記しています。

※2 本解説では、以下のように条約・法律の名前を省略しています。権利条約：子どもの権利条約(児童の権利に関する条約) 基本法：子ども基本法

※3 赤星佐保、宇佐美純代、岡田健一、川口樹里、北野久美、黒田恵美、是石尚子、竹内浩二、武宮暢哉、辻広明、村上順滋、村上千幸、山田真理子(他10名)